

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第  
131号）（文化市民局地域自治推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるに伴い、市民活動センターの使用料の適正化を図る必要があるため、京都市市民活動センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第131号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第3 1大会議室の項中「13,500」を「13,880」に、「18,000」を「18,510」に、「23,600」を「24,270」に改め、同表駐車場（1回につき）の項中「400円」を「410円」に改め、同表備考2中「100円」を「10円」に改め、同備考3中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)